岩下　仲藏
住所不詳
丸山伊與太
住所不詳
小泉　与弥
住所不詳
小林　萬吉
住所不詳
小林　牽作
住所不詳
金井　庄作
住所不詳
小泉　純仲
住所不詳
青木　嘉藏
住所不詳
青木　金藏
住所不詳
竹内七右衛門
住所不詳
青木　安重
住所不詳
青木　宇作
住所不詳
土屋　宇市
住所不詳
土屋　九藏
住所不詳
小林　信吉
住所不詳
竹内　半平
住所不詳
市川　兵次
住所不詳
大森　豊吉
住所不詳
重田　伊仲
住所不詳
土屋　龍藏
住所不詳
小泉　勝太
住所不詳
岩下　太仲
住所不詳
竹内　清市
住所不詳
丸山　相藏
住所不詳

	重田　より 住所不詳 荻原吉三郎 住所不詳 市川　清吉 住所不詳 丸山　勝藏 住所不詳 小泉　谷藏 住所不詳 小泉重右衛門 住所不詳 小林　文作 住所不詳 市川　うめ 住所不詳 金井音次郎 住所不詳 小泉小弥太 住所不詳	
静岡県富士宮市大中里字三大島58番10 畑　3.30㎡	先照寺 静岡県富士宮市大中里11番地の１	現況：宅地

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成26年7月29日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県春日井市熊野町字高田1005番 田　36㎡	勝尾　　収 愛知県春日井市熊野	
愛知県春日井市熊野町字寺島518番6 田　36㎡	梶田　憲治 愛知県春日井市熊野 （持分90／236） 伊藤　育治郎 愛知県春日井市熊野 （持分16／236） 梶田八百藏 愛知県春日井市熊野 （持分16／236） 勝尾　きり 愛知県春日井市熊野 （持分37／236） 梶田忠三郎 愛知県春日井市熊野 （持分20／236） 伊藤志やう 愛知県春日井市熊野 （持分７／236） 勝尾　　収 愛知県春日井市熊野 （持分27／236） 藤田　国寛 愛知県春日井市熊野 （持分23／236）	
愛知県春日井市熊野町字寺島582番8 田　13㎡	藤田　国寛 愛知県春日井市大字熊野 （持分146／228）	
愛知県春日井市熊野町字寺島582番9 田　16㎡	観音庵 愛知県春日井市熊野 （持分22／228） 密藏院 住所不詳 （持分27／228） 志水武兵衛 愛知県春日井市大字堀之内 （持分18／228） 伊藤志やう 愛知県春日井市熊野 （持分15／228）	
愛知県春日井市熊野町字西田面1247番９ 田　23㎡	原田　　茂 愛知県春日井市熊野3105 （持分47／348） 原田　一一 愛知県春日井市大字熊野548 （持分45／348） 小林　　努 愛知県春日井市大字熊野3074 （持分51／348） 梅村　　金 愛知県春日井市大字入幡 （持分33／348） 打田　正治 愛知県春日井市熊野町 （持分51／348） 梶田　清重 愛知県瀬戸市瀬戸 （持分34／348） 伊藤　朝三 愛知県春日井市大字熊野532 （持分36／348） 小澤鍵治郎 愛知県春日井市熊野3093 （持分61／348）	
愛知県春日井市熊野町字西田面1247番10 田　29㎡		
愛知県春日井市熊野町字西田面1247番11 田　9.91㎡		
愛知県春日井市熊野町字高見2678番4 田　13㎡	冨田角次郎 愛知県春日井市熊野町	
愛知県春日井市熊野町字高見2678番5 田　9.91㎡		
三重県鈴鹿市山本町字折子695番７ 公衆用道路 1,490㎡	上田　與七 三重県鈴鹿郡椿村大字山本341番地 （持分20／8991） 上田辰治郎 三重県鈴鹿郡椿村大字山本1658番地 （持分20／8991）	